

浸水被害を防ぐため、地域全体で雨水の流出を抑制しましょう

水害対策に 助成金が出ます

要 事前相談

交付の対象要件がありますので
事前にご相談ください。。



北区では、浸水被害の防止又は軽減を図るため、
雨水をせき止める**止水板**や雨水を一時的にためる**タンク**の設置費用のほか、
雨水浸透施設の工事費用の一部を助成しています！

止水板
限度額

50万円

◆止水板設置工事助成制度◆

区内に住宅、店舗、事務所を所有する方

設置工事費用（金属板で設置工事を伴うもの）の
2分の1の額で、50万円
を限度に助成します。
（千円未満切り捨て）



雨水貯留槽
限度額(タンク)

2.5万円

◆雨水貯留槽(タンク)設置助成制度◆

区内に個人住宅を所有する方

設置工事費用（設置工事を伴うもの）の2分の1の額
で、1台につき2万5千円
を限度に助成します。
（百円未満切り捨て）
設置対象台数は2台まで。



雨水浸透施設
限度額

40万円

◆雨水浸透施設設置工事助成制度◆

区内に個人住宅（敷地面積が500㎡未満）を所有する方

区が定める標準工事費により算出した額と実際に
工事にかかった額のいずれか小さい額で、40万
円を限度に助成します。

※対象となる浸透施設は、
雨水浸透柵または雨水浸透トレンチ管です。

お問合せ先
北区役所土木部道路公園課河川係
第1庁舎3階17番窓口



3908-9213

区公式サイトにて
詳細をお確かめく
ださい。



STEP
①

事前確認

ポイント

工事に要する経費の助成です。設置工事を伴うか確認します。

①止水板

- ✓ 1年以上引続き北区に住民登録している個人、本店または支店等の登記をしている法人が対象です。
- ✓ 素材は原則、金属板です。
- ✓ 令和7年度からマンションも対象になりました。
- ✓ 平成23年以降に建築された半地下駐車場入口は対象外です。

②雨水貯留槽

- ✓ 北区に住宅を所有する個人が対象です。
- ✓ 防火用水などの長期間にわたり雨水を貯留させるものは対象外です。

③雨水浸透施設

- ✓ 北区に住宅を所有する個人が対象です。
- ✓ 敷地面積500㎡未満が対象です。
- ✓ 北区東側の低地部は地下水位の確認が必要となります。



STEP
②

申請書の提出

ポイント

- ✓ 交付申請書は様式があります。
- ✓ それぞれの様式の下段に添付書類が記載されています。添付書類をそろえてご提出ください。



【北区から】交付決定通知



北区から決定通知を受けてから工事に着手してください。
（既に工事中のものは対象外となります。）

STEP
③

工事着手・完了届の提出

ポイント

- ✓ 工事完了届は様式があります。
- ✓ それぞれの様式の下段に添付書類が記載されています。添付書類をそろえてご提出ください。



【北区から】現場確認、助成金額確定通知

STEP
④

助成金請求

ポイント

- ✓ 様式にある請求書、口座振替依頼書を提出ください。

